

文部委員會議録 第二十三号

昭和二十七年五月十六日(金曜日)

午前十一時十七分開議

出席委員

委員長 竹尾 式君

理事 岡田正三郎君 理事 甲木 保君

理事 若林 義孝君 理事 小林 信一君

理事 松本 七郎君

理事 光岡 長野君

理事 長一君 水谷 昇君

理事 渡部 義通君 小林 進君

理事 浦口 鉄男君

出席國務大臣

國務大臣 岡野 清麿君

出席府政委員

總理府事務官(地方自治行政課長) 奥野 誠亮君

文部事務官(初等中等教育局長) 田中 義男君

文部事務官(文化財保護委員長) 森田 孝君

文部事務官(初等中等教育局長) 森田 孝君

文部事務官(初等中等教育局長) 森田 孝君

文部事務官(初等中等教育局長) 森田 孝君

文部事務官(初等中等教育局長) 森田 孝君

文部事務官(初等中等教育局長) 森田 孝君

文部事務官(初等中等教育局長) 森田 孝君

文部事務官(初等中等教育局長) 森田 孝君

文部事務官(初等中等教育局長) 森田 孝君

文部事務官(初等中等教育局長) 森田 孝君

文部事務官(初等中等教育局長) 森田 孝君

文部事務官(初等中等教育局長) 森田 孝君

文部事務官(初等中等教育局長) 森田 孝君

文部事務官(初等中等教育局長) 森田 孝君

文部事務官(初等中等教育局長) 森田 孝君

文部事務官(初等中等教育局長) 森田 孝君

文部事務官(初等中等教育局長) 森田 孝君

文部事務官(初等中等教育局長) 森田 孝君

文部事務官(初等中等教育局長) 森田 孝君

文部事務官(初等中等教育局長) 森田 孝君

文部事務官(初等中等教育局長) 森田 孝君

文部事務官(初等中等教育局長) 森田 孝君

きます。

まず義務教育費国庫負担法案を議題とし、前会に引続き質疑を続行いたします。

本日は総括質疑の残り、逐条審査に入りたいと存じます。質疑は通告順によつてこれを許します。小林進君

○小林進委員 それでは提案者に御質問申し上げます。その質問に先だつて、実は委員長にお伺いしたいのであります。大体この法律案の当文部委員会における審議の期間は、どれくらいを予定されているかというところが一つ。それからこの前の文部委員会、きようは岡野國務相と池田大蔵大臣の御出席をお願いしていたはずであります。この問題はどうかお尋ねいたします。

○竹尾委員長 この負担法案は、大体来週中に上げたいと思つておりますが、何か突発的な事情がございます。少し延びるかもしれないと存じております。それから第二番目のお尋ねでございますが、岡野國務相はただいま参つております。ところが、きようお歸りになるリゾー局長でございますか、あの日に吉田總理大臣と一緒に目にかかつてお尋ねするで、ちよつと遅れるかもしれません。それから大蔵大臣の方は、実はこの間一緒にというお話でございますけれども、いろいろの事情で、この次にお呼びしたいと思つておりましたところ、前会前もつて委員部の方から、きよう出席するよう

に折衝いたしておりましたので、そこで大蔵委員会とかち合ひので、できるだけ出席したいが、あるいは出席できないかもしれない、こういうような御返答でございます。岡野國務相は間もなく参ります。

○小林進委員 委員長の御説明で了解いたしました。諸般の事情より思い合せて、この法律はなるべくすみやかにひとつ審議を終了したいというわれ／＼の希望があるのであります。あわせて、一方には重大な法律でありますので、十分審議を盡したいという、そういう気持もまたございまして、この両方を兼ね合せて、もし来週と予定されているならば、委員長において十分審議せられてひとつその間にできるだけ委員会をよけい開いて、短期間に十分審議を盡すという方向に向つて努力せられんことを、あらかじめお願いいたしておきたいのです。

次いで、提案者にお伺いしたいのであります。この前の御説明で、期日が切迫しているの、各党に了解を求めるひまがなかつた、もつぱら各省並びに党内調整に期日を盡したという御説明でありましたが、これをわれ／＼の立場から伺つてみると、国会の審議はいつでもいいのであつて、もつぱら党内調整と各省の了解さえ得れば、委員会あたりはそう期日を要しない、どうでも簡単に処理できる、こういうようなお気持ちのようになりまして、はなはだどうも意に満たなかつたのであります。われ／＼の立場

といたしましては、やはり立法院であり、最高の審議機関でありますので、党内の調整あるいは各省との関係などというふうなものよりも、むしろ先んじてこの委員会に審議を請われて、こ

こにおいての一つのまとまつた意見が、各省あるいはその他の関係筋へ一つの強力な力となつて、反対論を抑えつけるという方向に行くのが、私は正しいあり方じやないかと思つております。したが、これに対する提案者の御真意をひとつ承つておきたいと思ひます。

○若林委員 小林委員のただいまの御発言、もちろん同感以上でございます。実際立法院と行政府と、しかも責任政治、政党政治の建前から申しまして、議會を中心として政治が行政府において行われますことは、これはもう筋道の通つた、これこそ民主的な行き方であらうと思つております。さても感の意を表するものであります。さて實際面において、この理想が実現できないところ、苦心があつたのであります。なお、これは文部関係のものばかりでなしに、地方行政委員会との関連もございまして、今御発言の中には、一応お含みがお心持の中にはあつて御発言になつたと思つておりますが、その調整のためにひまどつたのであります。それから、委員会の方は時間がなくていいというのでは、毛頭ございせん。これは浦口委員の御発言に對してお答えいたしましたように、この調整はどうしても委員会並びに国会の、言葉は悪いのでありますが、圧力

というものをひとつ加えて行つていただきたいという気持でございます。十分御審議を願つた上での御協力ということが望ましいと思ひます。

○小林進委員 どうかひとつ今の御返答のごとく、この委員会でも十分審議を盡し、答弁を懇切にやられまして、願わくば国会の意思の決定に万端なきよう御努力をお願いしたいと思つてあります。

次にお伺いしたいのは、これもこの前の御答弁の中に、どこか行政府の一部の中での義務教育費国庫負担法に意識的な反対意思を表明し、これは表明のみならば結構であるが、そのために意識的な反対の具体的な行動を起したというものがあつて、こういう御答弁があつたと思つてあります。これは私は実にゆゆしき問題である。これは行政府の立法院への重大なる干犯であります。こういうふうなことを、これはすなわち俗にいう官僚政治を具体的に示したものである。行政政治のあり方を具体的に示したものである。こういうふうなことを考へまして、これが私の常におそれております。国家の基本であります三權分立を、実に根柢からくつがえすやうな問題の現われ方が強かろう、弱かろうのいかに問はず、重大問題であるといふふうに考へておられるのであります。この問題について一度私は提案者から具体的な御説明を承りたいと同時に、これに對して、これは一体どうい

五月十六日

委員鹿野彦吉君辭任につき、その補欠として前尾三郎君が議長の名指で委員に選任された。

本日の會議に付した事件

文化財保護法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八八号)

義務教育費国庫負担法案(竹尾式君外十五名提出、衆法第四〇号)

○竹尾委員長 ただいまより會議を開

第一類第七号 文部委員會議録第二十三号 昭和二十七年五月十六日

う具体的な処置をおとりになつたか。もしおとりにならないとするならば、非常に私は提案者の政治感覚を疑わざるを得ないのでありまして、御説明をひとつお願いしたいと思ひます。

○著林委員 これは前会にも御説明をいたしましたように、どうしても役所関係としてのセクシヨナリズムが、多分に私たちもあると思うのであります。いかに強弁をいたしてみしても、それがうなずけると思ふのでありまして、今度の事柄にいたしましても、ここにこの証換物件とまでは行きませんが、こゝでいふ書類が、まだ法案もできていない先から、どういふところへ配付されたか知りませんけれども、出ておるわけでありまして。ここに國務大臣も見えておられますけれどもおそらく國務大臣も御存じないだらうと思ひます。あるいは全国の知事會議といひますか、そういう名前を出しておりますけれども、一度もこの問題を知事會議にかけたこともないにかかわらず、知事會議の全体の意思として、その事務的の面についておる者がその名を使つて来ておる。直接知事に会つたりして、こういうことを知つておるかと言つたら、一つも知らないといふようなことがあつたのでありまして、これは、もし堂々とそういう決議を知事會議で正式にやつたとするならば、これは地財委関係の役所の一部でありまして、また当面の責任者であるところのものは文部省であります。文部省の意見も聞き、そしてまた地財委関係の意見も聞いた判断の上に立つてその決議がなされるならば、至当であらうと思ふのでありますが、おそらくそういう會議があつても、文部当局

は呼出しを受けてはおるまいと思ふ。そういうような行き方が公正を欠くのではないか、こういうように、具体的な努力を要するが、これはもう會議で申せば十四、五回、やはり關係者を呼んで聞いておるのではありません。しかしながら文部省と地財委との關係では、どういふ事務的の面にはこれは片づかない。いふば、文部省からいへば、手をあげてしまつたのです。それから後、私たちが仲に立ちまして、よく腹を打割つたところを聞きまして、われ／＼は別に背中にも文部省とも書いてございませぬし、文部省から月給をもらつておるものでもない。ただ日本の國全体の行政機構、特にその間の教育關係をいかにして確保して行くかという立場から見ておるのであります。しかも文部關係の委員といひましたのみの感覺であつてはいけません、こういうわけで、國政全般を見ております自由黨の政務調査会の全般的役員の中に論議をまかせて、そしてこの妥協案は成立した。これはわれ／＼だけではないのでありまして、党の主要な役員が、やはりこの折衝に當つておるわけなのであります。早晩解決の見込みがつくであろう、こういう見通しは持つてはおるのではありませんが、なお、より以上の、委員会としての御協力をお願いいたしたい、こう思つております。

○小林(進)委員 提案者が法律を提出される過程において、文部省の意向なしは地財委の意向をしんやくしてその提案者の中に、あるいは地財委の反対意見が開陳せられ、あるいは文部省の賛成意見が開陳せられるというところは、私は政党的あり方として、決してとやかく言うのではありませんが、ただその國家意思の決定に至る過程におきまして、一つの、行政官僚あるいは行政官が、そういう立法府に対する意見開陳をあるいは輕視して、廣く國民の間にその輿論をいふか、教唆といひますか、扇動といひますか、そういうまがらわしい行為をして、國家意思の決定を阻止し、あるいは妨害するやうな政治活動を行つたということ、実にゆゆしき問題である。行政府といふものは、立法府に対する從屬機關でありまして、いやくも立法府の意思の決定に対して、これを中公正公平に実施するというのが行政府本来のあり方なのだから、それを干犯いたしましたまでも、國家意思の決定にみづからそういう扇動、教唆の行為にひついたりするな行いをするといふことは、実に重大なる問題でありまして、もし今までの問題に對しまして、提案者の方でそれに対する何らかの具体的な方法を考へになつていないとするならば、これはわれ／＼立法府全般のあり方として、特にその当面の關係者でありまして、文部委員会として、公的にその行為を確かめる何らかの具体的な一つの方法を、われ／＼は持たなければならぬのではないかと申す。特にこの問題は委員長にもお願いしたいのであります、十分ひとつお考えお願ひしたいと思います。

それから、次に提案者にお伺ひしたいことは、この前の御説明で、この義務教育費國庫負担法をここに提出するに至つた理由の主たるものは、昭和十五年年度義務教育費國庫負担法といふものがあつたのである。それを再び文部省に返す、こういうことがこの法律の本来のねらいであるといふやうなお話があつたのであります。なお、この不備の点があるけれども、文部省の手に返すといふ一つの突破口だけをまず開いておきたいのであつて、個々の問題は、やがてまたこれを部分的に改正して行けばよろしいといふやうな御答弁であつたと思ふのでありますが、この点私は、一応その言われんとする理由を認めながらも、これではどうもあまり現実には即し過ぎて、教育の理想を失つておるのではないかと考へる方が一つと、いま一つの考へ方は、政治は妥協といひながら、あまりにも妥協に失し過ぎておるのではないかと感じを深くしたのであります。話が抽象的になりますけれども、今日の日本の情勢といひますか、見ますと、再軍備並びに對外關係等をひつくるため、非常な今、日本が反動化しつつあるといふやうな空氣が強いのであります。われわれは新しい憲法を制定して民主主義を謳歌した終戦直後からながめると、まさに隔世の感なきを得ないのであります。こういう世の中の何か反動化するやうな時世に、今教育に關するこの法律が出たといふことは、率直に言つて、私は日本の反動化、軍國化、警察國家的なにおいを秘拭して、本来の民主國家を建設するといふその空氣、そのにおい、その色を打出したものの基本の法律である、私はこの法律は、今日の時世に実に重大なる意義のある法律である、こう思ふのであります。文化日本を象徵する教育の基本問題を決定するこの義務教育費國庫負担法、この法律を理想的ににつづきに仕上

げるといふことは、こうした今の世の中の一つの色彩といふものを秘拭して、文化日本の正しいあり方を海外にも知らせる重要なポイントではないか、こういうことを考へておるのであります。その意味からも、この法律は安易なる妥協にのみ終らないで、どうか國家の本然の姿をここに十分に打ち出したい、私はこう考へておるのであります。その意味においても、いさ少し理想的に、いさ少しこれをつづきに仕上げるという意欲が、一体提案者におめりにならないのかどうか、あるいは手一ぱいなのかどうか、この点を私はいま一度お伺ひしておきたいと思ふのであります。

○著林委員 これも同感でございます。獨立國となりました日本が、これから世界の各國から、最も好ましい東洋におけるところの國として迎へられようとするときなのであります。いたずらに逆コースをとることもできません。世界から要求せられておりますコースを堂々と守りつつ、また日本独自の文化といふものを守り立てて行かなければならぬのであります。おそらく民主化された日本といふことの基本はどこにあるかといへば私は経済やその他のことよりも、日本の教育がいかに民主化されて行くかといふことに重点があると考へるのであります。そういう意味においても、教育委員会という制度が別個に設けられ、文部省の側から言ひますならば、文部大臣が各府県にできておるといわれるくらい、あるいは教育知事とまでいわれるほど強力なる権限を持つております教育委員会を主体といたしまして、地方

独自の教育が行われようとするときで
あります。そのときに、国家といたし
ましても、いわゆる武力のみに専念す
るのじやない、教育にも国家として将
来ここまで力を注いで行くのだという
ことを、事実においてこれを示しまし
て、世界が安心をし、好ましい日本と
して、民主的な日本として迎えられる
よう、私は諸般の制度というものを、過
去にとらわれず、根本的に改革をして
行くべきときではないかと思うのであ
りまして、そういう意味においても、
その意味の一環の重要な部分を占め
る教育関係の費用を規定いたします法
案である。われ／＼の全生命といいま
すか、渾身の努力をこの法案に打込ん
でおるわけなのでありますが、しかし
ながら、諸般の事情というものが――
理想は今小林委員からお示しになりま
した通りの理想を、われ／＼も掲げて
おるのでありますが、現在の段階にお
いて、諸般の事情と照し合せて、こ
れがまず無理のないところで――しか
もこれは退歩はいたしておりません、
また現状維持でもありません。少しも
の足らないのでありますけれども、少
し前進を示しておることだけは事実で
あるのでありますから、まずこの法案
の中心として、各委員諸君の御協力の
もとに、将来ひとつより理想に進んで
行きたい、こういうふうに考えておる
次第であります。

○竹尾委員 皆様にお願いいたした
いのですが、岡野国務相は、急用のた
めに十二時までしか時間がございませ
んの、質疑の通告順によりまして、
岡野国務相に対する質疑がございまし
たならば、その部分だけひとつ先に質
疑をお願いしたいと思います。通告順

これはまた他の委員から御追究願う
ことにいたしました。次に私が伺ひ
いたしたい点は、この義務教育費国庫
負担法の提出に至る過程において、大
臣の管轄しておられる行政府におい
て、先ほども提案者に申し上げまし
た上に、非常に政治的な行為をあえて
したという具体的な例証が示されてい
るのであります。これは私は先ほども
申し上げましたように、国家の成立そ
のものに関する非常に重大な行き過ぎ
の、誤つた行為である。行政の立法
への干犯である、こういうふうに考
えておるのであります。言うまでもな
いことではあります。昨日破防法が衆議
院を通過いたしました。その中には政
治的意向に反対する、あるいは自分の
政治的意向を貫徹するために扇動、教
唆した者はこれを罰する、こういうこ
とになつておるのであります。今行政
府の役人あるいは一部の者が、自分の
政治的意向に沿ふぬからという、その
法律の提出に対して、かく末端のい
ろんな自治体その他の関係方面へ、あ
るいは文書を渡し、あるいは妨害工作
をする、これはこれはすなわち教唆で
あり、扇動でないか、破防法第一条に
該当する行為ではないか、こういうふ
うにも私は考えておるのであります。
これは私は重大なる一つの行き過ぎ
行為である、こう思うのであります。
が、この具体的な例についてこれは岡
野国務相に、ないという御答弁、ある
いはこれから研究してとか、調査をし
てとかいうような御答弁で、私はござ
いさる問題じやないと思う。これは
確かに具体的におわかりになつてい
ると思う。おわかりになつているその具
体的問題に対して一体どうお考えにな

つておるか、どう処置せられたか、今
後どう処置する御意向であるか、最も
懇切丁寧にこの問題を御答弁願いた
いと思うのであります。

○岡野国務大臣 御答弁を申し上げま
す。ただいま途中から入つて参りまし
て、十分お説の要領を得ておらぬかと
も存じますが、私が了解します点にお
きましては、こういう法案が出るにつ
いて、政府の役人がそれを阻止するた
めにいろいろ動く、そういうことがあ
ることはなほだいいけないことだ。だ
から、それに対してお前はどうか考
えておるか、こういう御質問のようであ
ります。それは御説その通りでありま
す。ただ問題といたしまして、私の関
する限りにおきましては、地方財政委
員会におきまして地方の意見を聞くこ
とは、これは地方の財政行政をやつて
行く上において、非常に重大なこと
でありますから、知事会議もしくは市長
会とかなんとかいう方面に、その意見
を徴するということはあり得ると思
います。決して、これは阻止するとか
いうことではありません。同時に、そ
ういうような意見を――それでは地方財
政を総合的に担当しておられるところ
の地方財政委員会というものが、どう
いうような考えをもつて地方の財政を
確立して行くことにしておるかとい
う意思も、やはり地方団体にはこれを教
えてやらなければならぬ。その意味に
なつておるものが、文部省における
ところの義務教育費国庫負担法ができ
れば、地方の財政に対してはかようしか
ば、地方の財政に対してはかようしか
むろん知事会議なんかで教えておるは

ずでございます。おそれるその教えた
ことが結局阻止運動になつたように受
取られておると私は考えます。でござ
いますから、その点におきましては、
お説はその通りでございます。とにか
く行政官である者が、国家の法律がで
きることに対して反対運動を起すとい
うことはよくない。しかし、これは反
対運動ではなくて、当面の財政委員会
の責任を盡す意味におきまして、事理
を明白にさせ、そうして同時に、地方
団体の意向をくみとるべく努力した
という点は、当然の行政措置と思ひま
すから、御心配のようなことはなかつた
と私は思ひます。

○岡野国務大臣 御答弁申し上げま
す。地財委の方で、これに対して賛成
をいたしかねておりますことは、地方
の自治確立の意味におきまして、しか
も財政的見地から、やはり平衡交付金
で、こういう平衡交付金の内容を相当
に検討しましてやるべきであつて、こ
ういうふうに、今度出ましたような義
務教育費国庫負担法、すなわち文部当
局が直接地方の自治に介入して行くよ
うなやり方は、これは時代に逆行して
行くのではないかと、これは、すな
わち地方の自治確立ということと、地
方の財政を確立して自主性を持たせて
行くという根本方針にどうも反するよ
うに見えるので、反対する次第であ
ります。

○小林委員 この地方自治の確立
と財政の問題に関する二点につ
いては、私も、教育が国家の基本
問題である、あるいは教育の機会均等
という教育の基本原則からなめて、
まつたく承服できないのであります
が、この問題を論争いたしております
と、他の委員の御迷惑になりますので

○小林委員 今の御説明のよう
に、單なる一つの技術的あり方を、技
術的に説明され、指示されるというこ
とに對しましては、私は行政府の固有性
から見ても至当であると思ひますが、
それはあくまでも中正でなければなら
ぬ、公正でなければならぬという行政
本来のあり方から見て、それがはたし
て妥當、公正、中正であつたかどう
か、この点が一つ疑問がある。自己に
有利な非常に不公平なる説明、不中立
性の説明の仕方、議論、これはあくま
でも大臣において御説明を願ひたいと
いうことが一点。

それから、いま一つの扇動教唆の行
為であります。これについては、私
はそれはいま一歩行き過ぎてゐる、確
かに扇動教唆をしておられるという具
体的な例を持つてゐる。今ここで大臣
を裸にして恥をかかせるということも
私の目的ではございませぬので、一応
私は御遠慮して申し上げたのでありま
すが、それは某市長、某県知事――決
して一人ではございませぬ。この方々

○小林委員 今の御説明のよう
に、單なる一つの技術的あり方を、技
術的に説明され、指示されるというこ
とに對しましては、私は行政府の固有性
から見ても至当であると思ひますが、
それはあくまでも中正でなければなら
ぬ、公正でなければならぬという行政
本来のあり方から見て、それがはたし
て妥當、公正、中正であつたかどう
か、この点が一つ疑問がある。自己に
有利な非常に不公平なる説明、不中立
性の説明の仕方、議論、これはあくま
でも大臣において御説明を願ひたいと
いうことが一点。

それから、いま一つの扇動教唆の行
為であります。これについては、私
はそれはいま一歩行き過ぎてゐる、確
かに扇動教唆をしておられるという具
体的な例を持つてゐる。今ここで大臣
を裸にして恥をかかせるということも
私の目的ではございませぬので、一応
私は御遠慮して申し上げたのでありま
すが、それは某市長、某県知事――決
して一人ではございませぬ。この方々

がはつきり言つておられる。私も、教育本来のあり方から、また地方自治体の長として、確かにこの義務教育費国庫負担法のあり方が正しいと思つてゐる。それを、一方あなたの関係しておられる陣営の方々に、その方がいいということをおし上げると、他の平衡交付金、他の補助金をもう場合、間接にいろいろ不利な問題が出て来る。いわば心理的に具体的に事実の上において間接的な圧迫をこうおするおそれがある。だから、私も表面賛意を表しておきますけれども、真意はそうでない、こういうことを言われている。地財委というものは、御承知のようによろ／＼の地方財政に対して非常に発言権を持つておられるので、みんな恐れている。そこで自由意思の発言を相当拘束せられてゐる問題がある。これが一つ。

それから、確かに心理的な強圧を加えて賛成を慫慂されたという、これも具体的な例がある。積極的な動きがある。確かにあります。單なる技術上の説明にとどまらずして、積極的にこれを妨害する具体的な運動を自治体に対して行われたという具体的な例がある。ないとは私は岡野国務相に言わせない。どうか今日ここでぐあいが悪いならば、いま一度再調査の上に、ひとつ十分な処置を講じていただきたい。きょうは保留いたします。あらためて私はこの問題を、いま一応責任ある調査をお願いしておきます。

○平島委員 関連して一言。今の小林委員の話ですが、そのことについて、私は岡野国務相に一言御追究くださるようをお願いしておきたいと思うのであります。これは古い話であります

が、前に義務教育標準法の法律が出るというたときに、すでに閣議で決定したにもかかわらず、これを憲法違反なりとして、怪文書をまいた地財委の役人があつたのであります。これは名前をあげてもいいのであります。私はまことに不届きな者である、こういう者は懲戒免にまで付すべきものであるとまで、そのとき言うたのであります。が、事実地財委においては往々そういう行き過ぎた行為をする者のあるというところを、どうぞお忘れなく今後やつていただきたいということをお願い申し上げます。

○岡野国務大臣 少くとも中立性ということを尊重することは、むしろお説の通りでございます。そうすべきものであり、同時に、そういうふうにしておりませんが、ただこれだけは御了解願いたい。と申しますことは、地財委の役人は、これは具体的に申し上げますれば、地方財政というものを対して、非常に強い信念を持つておりまして、この自分自身の考へてゐることについては、これが一番いいことだ、こういうふうに考へてゐるわけでありまして、でございまして、ついそれを地方公共団体の人に言う場合には、やはりその意思が非常に明白に現われるものになりますから、外の第三者からごらんになれば、中立にやなくて、自分のことばかり言つてゐると、こういうふうに見える点がないとも限りません。しかし、これは私は自分の職務に忠実なるゆゑんであつて、そこまで信念を持つて地方財政を保護して行く、こういうようなことをやつて行かれることは、私は責めることではないと思つてゐます。

それから、その次に妨害行為の問題でございます。この前のことは私は存じませんが、少くとも私が地方財政委員会を担当しておりました、そうしていろいろやつてゐるのを見ておりました点におきましては、私は妨害行為をしてゐるという感じは持つておりません。しかしながら、これはまたこういう公關の席上で個人の名前をおあげになつたりすることは、お互いに迷惑いたしますから、いづれゆつくり御懇談申し上げます。そうしてどういう市長がどういふことを言つたか、それに対して、地財委の当局の役人がどういふことを言つたというふうなことは、やはり速記に残らないで、そうしてあつて政治をよくして行くという方向に向つて御懇談申し上げます。事実を知り、同時にまた、非常に妨害行為といふものがほんとうにはつきりいたしたならば、断固たる処分をいたすつもりでございます。御了承願ひます。

○松本(七)委員 私も簡単に一点だけ岡野国務大臣に伺つておきます。今の問題に関連する問題であります。先ほど岡野国務大臣は、非常に強い信念を持つてゐると言われた。これは当然のことだ。それに反対の意見を持つてゐる人も、やはり確固たる信念を持つてゐる。これに臨んでゐるわけなんです。だから、この点はお互いさですが、問題は、今の岡野国務大臣の御答弁にもありましたが、地方自治の確立と、それからそれを確立するために必要な地方財政の確立、そういう面と、一方には教育の機会均等と、どうやつてその点に調和をとつて確保するか、ここに根本の問題があるわけなんです。この問題をこの機会にはつきり剝切つて結論を出すということは、この法案が出て来るまでの政府内部の状態、あるいは興党である自由党内、自由党と政府との関係等を考えると、私は無理だらうと思つてゐます。その点でこの国務大臣と論議するつもりはございませ

ん。ただ問題は、今小林さんなり平島さんからもちよつと触れましたように、今まで一部にそういうような誤解を起すような、とにかく強い反対意見があつたというところに、今後の、かりにこの法律ができましたから運営して行く場合に、私は心配がある。もちろんいろいろ問題について信念を持つて反対意見を述べるといふことは、われ／＼とやかく言うものじやないのですが、一旦反対があつても、そういう法律ができた場合には、極力これが四端に運営されるように努力していただかなければならぬ。その点が私は心配なんです。最近一部では、これをつくるまでの過程において反対意見があつたのだから、かりにこれができて、予算その他の面で押えられたり、あるいは実施面にいろいろな妨害が起つて来るのじやないか、サボタージュが起るのじやないか、こういうことを心配されてゐる。そこで、私は岡野国務大臣にお伺ひしたいのは、今までのいろいろ／＼な反対意見、根本原則についてのいろいろ／＼な意見というものはとにかくとして、これは将来この原則についての解決もわれ／＼ははかりたいと思つておりますが、一応この法律がかりにできたといひますならば、極力この法律の趣旨に沿つて円滑な教育費の確保ができるように積極的な御努力をしていただきたい。その御決意を承

つておきたいと思ひます。

○岡野国務大臣 われ／＼は執行機関でございますから、その点におきましては、御心配はいらぬと考えます。と申しますことは、国会において、すなわち国家の最高機関たる国会が法律をお出しになる、そうして御制定になる。われ／＼はその法律に従つて、法治国でございますから、行政機関として執行いたす次第でございます。たゞこれができ上るまでに、お互いに信念上の争ひによつて自熱的議論を闘わすことがありまして、一旦国会が最高機関としてこの法律で国政をやつて行くのだということをおきめになれば、釈然としてわれ／＼は今後は行政機関を、その国家意思の通りに動かして行くといふことは、もう申し上げるまでもないことでございます。ただいま私が御答弁する意味におきまして、私の決意を申し上げます。

○長野委員 先般来、対地財委の問題につきまして、いろいろ御質問もありましたが、私はその根本問題に触れた問題として、岡野国務相の御見解を承りたい。あわせて提案代表者の御意見を承れば承つておきたい。そこで「義務教育無償の原則に則り」と第一條にありますが、憲法第二十六條にいう無償の限界はどうか、この点を明らかにせられたいと思ひます。

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。憲法に保障した無償というものが、はなはだ私はいまいであつて、ただいま私が責任ある御答弁を申し上げますことはできませんが、いづれそういう御質問でございますれば、一応閣内にはかりまして、御答弁申し上げます。しかし、今まで私たちが

が聞かされております点は、義務教育を受けるについて、月謝を免除してやる、こういうぐらゐな程度に私は聞いておつたわけですが、しかしながら、これを何から何まで全部国家がこれを無償でやるというところまで行くかどうかという点については、ただいま御答弁をいたしなから、いづれ閣内で十分よくはかりまして、それから御答弁いたすことにいたします。

○農務委員 どもつともな御答弁とも思ひますけれども、すでに大本でありますところの憲法において、無償と明らかに示されておる以上、これを義務に解釈するといふような解釈に、今のお言葉で言われると、あいまいというやうな感じで行政を運営せられるということは、寸刻といへども私は放置することのできぬことじやないかと思ふ。つきましては、すみやかにひとつ御決心のほどを固めるやうな方法に出られたらと思ひます。それで内容的に見ますれば、最狭義と仰せられる授業料の面、それから最も広義に解釈すれば、一切の費用の国費支弁、その中間を行けば具体的に教科書とか、あるいは学用品の無償支給、こういうことになると思ひます。しかし私の見解では、国家再建の当初に際しては、日本としまして、この広義をただちに実現するといふことは困難であります。それはすなわち予算問題における実際問題であります。しかし、これの解釈を狭義に解釈しておくといふことは、はたしてどんなものでありましようか。これ以上は私は申し上げませんが、すみやかに御決定の上で、本委員会に御答弁くだらんことをお願いいたします。

それからもう一つは、地財委が各都道府県の基準財政需要額を算定する場合に、あらかじめ文部大臣に協議しなければならぬと、法案附則第七項にあるのでありますが、両者の意見の相違したときはどうなるのであります。この条文では、地財委の方に最終の決定権があるように見られるのでありますが、それでは文部大臣としての教育財政における責任の明確さを欠くうらみがあるのではないか。提案者の一人として質問して、妙に考えられるかもしれないけれども、この点について、代表者並びにこれに対する岡野國務大臣の御感想といひますか、御意見を承りたいと思ひます。

○岡野國務大臣 これはひとつ提案者から御意見を聞いていただきたいのであります。

○竹尾委員 それはあとにしてください。

渡部君、何かあります。——渡部君に申し上げますが、時間がもうないですから、あまり長くやられないように特にお願いいたします。

○渡部委員 直截に聞きますが、平衡交付金制度のもとで、現実の問題として低下しておるということ、第二には、教員の給料の地方的な差異が大きくなつて来ておる。このことは何を意味するかという、第一には、地方財政が非常に困難であり、かつ地方の財政源といふものが不均等な状態にあるということに關連して、それが教員とか職員の給料の問題に現れて来ておるのだと思ふ。ところで、そのことはさらに、地方の義務教育が不均等な状態で行われる、言いかえれば、教育の機会均等というものが、このことによつて現実には阻害されておるのじやないか、これが第一。その点をどういふうに理解されますか。

それから第二は、国庫負担によりまして、教育の中央集権化が来すまいがある。地方の自主性を重んずる上から、これは平衡交付金制度によつた方がいふんだという御意見のようでした。が、確かに文部省に教育の規模、内容あるいは財政一切が完全に握られるという形がとられるならば、これは明らかに中央集権化の可能性と必然性を予想されると思ふが、しかしながら、これは他の方法によつて解決される道は幾らもあり得る。たとえば、民主的な教育委員会が、教育上の規模、内容、財政を考へ、さらに中央においてもそういう機構ができるならば、地方の自主性といふものを阻害することにもならないし、また教育の中央集権化を来す憂いもないわけであつて、制度の改革いかによつては、全額国庫負担、あるいはそれに類似したやうな方法がとられても、決して地方の財政的あるいはその他の自主性といふものを阻害しないといふことになりはしないか。この二つの点について大臣の見解を聞いておきます。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。地方の教員の待遇が低下しつつあるといふことが第一でございます。それから、この点は、いづれ財政委員会の方の事務当局から申し上げさせていただきますが、私は低下しておらぬという信念を持っております。

それから第二点としまして、教育といふものの行政が、どういふ性質のものであるか。むろん憲法で保障してお

る通りに、われ／＼は教育を受ける権利を持ち、同時に、国家がそのめんどうを見なければならぬといふことは事実でございますけれども、しかし、教育行政といふものは、私の見解から申しますれば、国家が憲法上義務を負つておられますが、しかし行政の本体は、やはり地方の行政に主眼を置くのだと考えております。でございまして、でき得るならば国家が十分援助はする、しかしながら、その行政の主体はどこに置るかといへば、やはり地方の自主性にまかす。同時に、地方の行政のおもなる権限であるから、地方で相当なことをやるということが本体内であります。それで、ただいま全額国庫負担というお言葉が出ましたが、私は、こんななまぬるいことでは、教育は国家的に見てどうしてもまかせておけない、こういうやうなお考えがあるならば、むしろ全額国庫負担で行かれますといふことは一つの考え方でございます。でございまして、義務教育に対しては、国は全額を負担して、そうして、ほんとうに憲法に言われた通りのことを十分やつて行くのだといふことになれば、これはまたわれ／＼としても考えていいと思ひますけれども、しかし今出ましたやうな法案では、はたして現状を打開して、そうしてこの法律的理想とせられようやうなことが實際やつて行けるかどうかといふことに、私は財政的見地から非常に心配しておるのであります。なるほど中央政府において、ある程度の負担金は出される。しかしながら、ただいまの社会情勢におきましては、それだけではな／＼行かないので、あとは／＼地方財政でしお寄せいた

しまして、地方の財源を教育一方にでもつぎ込まなければやつて行けぬといふやうなことができればぬかと心配するのであります。やはり地方の財政が均衡のとれた状態でやつて行かなければならぬ。それには平衡交付金がいふ。むろん平衡交付金はできまして二年にしかありませんから、いろ／＼欠陥もございまして、あちこちで言われておりますが、これはかすに時日をもつてすれば、まだ／＼つばに完成して行くものと思ひます。その完成を待たずして、どうも平衡交付金ではうまく行かぬから国が乗り出して行く。しかし乗り出して行くにしても、全額国庫負担ではなくして、一部だけにして、たとえば国庫で半分出し、あとはやはり地方がめんどろを見ろといふことになりますれば、地方財政の立場からいいますと、地方財政にしお寄せられて、ほかの行政をやつて行くのに非常に不都合が起きはしないかといふことを心配いたしますので、われ／＼といたしましては、まだ検討を続けておるやうな次第であります。

○農務政府委員 義務教育費国庫負担制度のしかれておりました最後の年は昭和二十四年度であります。その当時全国の教員数をどの程度にするかといふことは、文部省から各府県別の定員が示されておつたのであります。その総数は、小学校にありましては児童数を五十人中で除して、かりに定めた学校は一・七人であつたわけでありま。しかしながら、それまでには、これら教員数を充実するために順次高められて参つております。一・五、一・八であつた時代もあります。しかしな

がら、最後の年度におきましては、一・三五と一・七であつたわけでありす。実績はどうなつておるか申ししますと、二十一年度は一・一四、二十二年度は一・二八、二十三年度は一・三二、二十四年度が一・三九であります。この数字が二十六年度におきましてはやはり一・三九であります。低下いたしておりません。しかも一学級当りの児童数は、二十四年度は四四・二人であります。それが二十六年度は四四人に向ういたして参つております。

第二に、待遇の問題であります。昨年旧ベース時代におきまして、文部省が、教員の給与が国家公務員に比較して、あるべき給与を考えた場合には、三百七十五円だけ高いと認められておつたわけでありす。ことに不均衡になつて来たといふことをお話になつておるのであります。二十四年度におきましては、文部省から各府県別の平均給与額が示されておつたわけでありす。おのずからこの数字にくぎづけにされて参つて来ておつたわけでありす。二十五年度からは、そういう指示がなくなつて参りましたので、各府県の間がかなり違つた金額になつて来ておるわけでありす。青森県と東京縣とを比べました場合には、勤務地手当の二割五分の差だけで行くかどうか、やはり問題があるのであります。が、私たちとしては、地方公務員である限りは、多少違つてもいいのじやないか。水準さえ——水準としては国家公務員より高過ぎると言われているのでありますから、それで何ら不都合はないのじやないか。もし画一的にしなければならぬとなると、地方教育職員を、全部国家公務員に切りかえるべ

きではないかという議論が生れて来るのではないかと申すのであります。

○内閣説明員 ただいま奥野課長から御説明があつた点について、私も文部省側の見解を、この際明らかにしておきたいと思ひます。誤解もあるようです。この点を明らかにいたしておきたいと思ひます。

教員数の問題ですが、教員数が昭和二十四年度において一・三五と一・七になつた、こういうお話があつたのですが、これは例のドッジ計算のときに、前年度まで一・五、一・八であつたのが、ドッジ計算のために一割の削減を受けたのですが、それと教員の整理ができかねたのであります。その後大蔵当局と折衝の結果、約半年は見ようといふことで、あとで補正を見ることにいたしましたのであります。従ひまして、その数字について私は異論があるものであります。

それからもう一つ、実際の数でございす。これも二十四年度と六年度と同じだといふ御意見がありました。が、各府県別に見ますと、実数に級になりまして、各府県別はほとんど低下しておるのであります。若干の県においては増加しております。しかしながら、大部分の県においては減つておりますので、その不均衡の差が大きくなつたといふことは事実でございす。で、私はこれに關するごまかい資料を差上げたいと思つております。

それからもう一つ、教員の給与の問題ですが、三百七十五円国立学校の教員よりは高いといふお話がありました。が、これは地方公務員全体が高いのであります。当時の大蔵省の資料によりますと、府県吏員四百六十二円、市

町村吏員五百七十六円高いといふことになつております。これは教員だけが低いといふ問題ではないのであります。教員はそのうち学歴、勤務年限から見まして、最も高い地位にあるべきものが、地方公務員の中では最も低いといふ実情になつておるのであります。それ以来、以前の給与、ある意味では非常によかつたのであります。それがだんだん低下して、三百七十五円におちついた。もちろん国家公務員との間の不均衡といふものはあります。が、これは単に教員だけでなく、国家公務員と地方公務員全体の問題だ、かように私も考へておるのであります。

○文部委員 国務相にさらにお尋ねいたしますが、平衡交付金制度の方が教育の機会均等も可能である、また全額国庫負担でなければ、地方財政の今日の状態からいつて、教育の行政はむしろ困難になつて来るという御答へが、御答へをいたしましたけれども、この場合考へてみなければならぬことは、地方財政の非常な窮乏を根拠として、平衡交付金が今日のような状態、つまり増額の可能性がない、いくら増額を要求しようとなつた状態のもとは、これが地方にまわつた場合に、教育費に対する他の費目の伸縮が起つて来て、結局地方財政の現状からいへば、教育費というものが——憲法に保障するところの義務教育すら受けることのできない人がどん／＼増加して行くといふこの現状を、防ぐことができない。たとえば青森縣の中津軽郡のある村に、われわれは調査に行つて来たのであります。が、この場合には、ある中学校では、

長期欠席者、すなわち三十日以上連続欠席者が約半数に達してゐる。このよるな状態を、どうしてあなたは平衡交付金によつて打開しようとするか。この点をひとつ聞いておきたいと思ひます。

○岡野國務大臣 教育を受けられないで休むのは、その家庭が貧困であるから受けられないといふのです。か、国の出し方が少いから受けられないといふのです。か、どちらですか。

○文部委員 もちろん貧困であるがゆゑです。これは国家なり地方の財力なからいよつて、十分に義務教育の完全な負担がなされるならば、そこに長期欠席者といふものは、それほど多くは出ないと思ひます。なれないといふところから、出ておるわけでありす。

○岡野國務大臣 ちよつと私には、それが受取りかねるのでございす。学校へ行く人が行けなくなつたといふことは、——学校は設備もし、同時に教員がおれば、国家としては、それで義務を果しているわけでありす。そして、それが長期欠席をしなければならぬといふのは、おそらく家庭の状況で行けないのではないかと申ひます。

○文部委員 もちろん家庭の事情です。しかし家庭の事情であるが、どのよるな貧困者であるとも、教育を受ける諸条件を與えるといふことが、国家の義務であり憲法上の義務である。従つて、もしPTAの寄付もなければ、また学用品、交通費その他一切のもの負担されるといふよるな条件が確保されるならば、出る可能性のある者が、欠席せざるを得ないといふところの問題があるわけでありす。

○岡野國務大臣 ただいまのPTAの問題で、御趣旨はわかりました。PTAの会費が出せないために、学校へ行けないといふよるなことがもしありとしますれば、会費をとることは悪いことと思ひます。ただ問題は、一般の地方財政としましては、ただいまのところ、教育に關する費用の平衡交付金の内部に占めるところの地位は、相当高いものでございまして、ただいま平衡交付金が千二百五十億ございす。が、財政需要を算定いたします場合には、やはり九百億ぐらゐの義務教育費を見えております。むろん、それは平衡交付金一本で行くわけじやございせん。で、税金なんかもありますから、貧困な地方におきましては、あるいは非常に困難を感じておるかもしれせん。が、しかしそういう方面に對しては、財政委員会の方で適當に処置して、これを穴埋めして行くといふ方法を講じている次第でございす。から——一般的に非常に財政が困つてゐるときに、教育といふのは、ほかの行政といふより、十分なお手当をして差上げるといふところまでは行かぬと思ひます。けれども、少くとも教育だけが非常に虐待されて、そして資金が足りない、こゝろいふよるなことは私は考えられないと思ひます。

それから、もう一つ考えたいことは、今いろいろ御説がございまして、が、今回こゝろいふ御提案の法律が出るにつかしまして、やはり国家の根本法規といふものをかえるわけじやないわけです。教員の給与を一例にとりまして、やはり給与といふものは、中央、地方を通じて均衡をとるといふことが原則になつております。そういたしますと、文部省の方でこの負担金を算出

なるにつぎましても、やはり中央、地方の公務員の基準というものと、大体一致してはきき出されると思ひます。ところがあにはからんや、たゞいまの実際の給與は、先ほども文部省のお役人のおつしやつた通りに、四百六十何四高とか、三百七十五四高とか、こういう事実が出て来ておる。そういたしますと、この負担金などのようになつて出て来るか、まだそこまでは決定してないのてございすが、文部省ではきき出しになる基礎として、三百七十五四低い結果として、そろばんが出て、それでそれが負担金の半分として地方に行く。そういたしますと、地方といたしましては、文部省でお出しになつた国庫負担金というものは、その三百七十五四低いものの半分といふことになりすが、現実は三百七十五四高いもので地方は扱つています。そういたしますと、今後地方の財政といたしましては、半分にプラス三百七十五四の現実の高いものをきき出してやつて行かなければならぬのですから、地方財政としては、今まで通りでございまして、少くとも何ら改善をした結果は出て来ないやないか、こう考えます。

○岡谷委員 関連して……。この法案を提案するときに、自由党の政調会においても、何回となく論議されましたが、なか／＼とまらなないので、結局地財委、文部省その他大蔵省等と協議した結果、いわゆる政調会案といふものをつつたのであります。その政調会案を、さらに総務会においても、ほとんどそれに反対なく通つたのですが、今岡野国務大臣が言う通り、これは結局財政というものと関連する法案でありますために、閣内というか、大蔵大臣、地財委と、政調会案がうまく意見が合はなかつた。自由党としては、この法案に二百一名の賛成議員があり、それから文部委員は、この法案は、どうしても国家再建の基礎であり、憲法第二十六條でも、半額の負担をしなければいけないといふことになつてゐるから、当然成立させなければならぬといふ考えですが、これで問題になつたのは、教材費が今までより大体六十億ふえている点です。かりにこの法案が委員会において通過した場合において、政院政治の本質からいつて、どうなるのですか。閣僚といふものは、極端な言葉でいへば出店のやうなものであります。だから、決定したものは実行されなければならぬと大臣もおつしやつておるのですが、今後の問題として、この法案が多数の意思によつて決定された場合、つまり問題は財政問題です。予算措置において実施できないといふやうなことが、もし閣内問題になつた場合には——これは岡野さんのお考えをお聞きするのです。が、国家財政上できないといふことで、それを閣議において拒むことができるかどうか、あなたの御見解を承りたいのです。

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。それは原則として異論のないところであります。もし法案が国会で通りまして、実行すべきものだといふことになれば、閣内でも反対することはなと思ひます。これはどうしても法律に追従して、それを執行して行かなければならぬので、できなければ、われわれはとて責任を持てないといふことで、総辭職するよりはかない、こういふことだと思ひます。

○竹尾委員 岡野国務大臣に対する質疑はこの程度にとどめまして、提案者並びに文部当局に対する質疑を続行いたします。

○小林(進)委員 提案者に対して、先ほどの質問を続行させていただきます。が、この義務教育費国庫負担法案の、少くともねらいといひましては、どうしても、前々から御質問のありましたように、やはり教育の機会均等、これをひとつこの法案の中に盛つてもらいたい、こういう意向が強いので、それからいふ一つは、義務教育の内容そのものについて、現在でもなお約三十三万人近くの長期不就学の児童がある。こういうやうな切実な問題を、何とかこの法律で救済したいといふ、二つの強い意見を私は持つてゐるのであります。そのほかに、第三点におきましては、もちろん教職員の定数、あるいは給與の問題、いろ／＼なことがございしますが、まずさしあたつて、この二つの問題からなめて、どうも義務教育費国庫負担法というものは、われわれの満足する域に、はなはだ遠いといふ感じを強めておるのであります。第一の問題について、私は教育の機会均等という観点から見て、どうしてもこの義務教育費国庫負担法という法律の義務をとおつて、そして教育費国庫負担法というふうに改め、ここへ前から言われておる高等学校、幼稚園といふものも、並立的にひとつ考へてもらへないかといふ気が強いのであります。特に高等学校が、この教育費国庫負担法から除かれてゐるということは、どうして私も私も承服し得ないのであります。この高等学校の教育というものは、今後地方の自治体の完成という面からなめても、よく／＼この法律によつて、さらに現状維持を続けられなく、むしろ退歩するといふ懸念が非常に考へられるのであります。どうして、わが日本の教育の機会均等からなめて、教育の中心が中央に移つて、地方に人材が残らないといふことが、私は日本の文化国家として立つ上において、重大なる欠点じやないかと思つておるのであります。ようやうく高等学校ができ上りましたけれども、その内容といふものは、実に貧弱なんです。この貧弱な高等学校だけが、いわばこの法律から除かれて、依然として平衡交付金といふか、地財委関係の、地方自治体の関係に残されておる。小学校、中学校あるいは国立の大学等は、一貫して文部省の手に残つて、その一貫した教育の中の高等学校だけが、文部省関係を離れて、地方自治体にまかされておる。地財委といひますか、地財委の予算的処置の中に見ると、教育は二本建になるわけですから、これは私はどうしても教育の機会均等や、本来教育の一貫性からなめて、一つの矛盾じやないかといふことを痛感するのであります。あるいはまた地方の事情からなめて、高等学校に対する平衡交付金がありたといひました。実際面は、この方面に対する地方の熱意といふものは、他の費目に追われて、だん／＼これが縮小されて行くといふことをおそれるのであります。まして、この際どうしてもこの高等学校をこの中に含めておくことが最も重要じやないかといふことを、私は痛切に感ずるのであります。この問題について、ひとつ提案者の御意向を私は承つておきたいと思ひます。

それから第二問として、今申し上げました長期不就学児童、義務教育の内容が解決せられていない。やはり平衡交付金の中から別個にして、そして義務教育費の国庫負担を確立するといふことは、現在の平衡交付金制度より、幾分か進歩して、いやしくも義務教育に関する限り、不就学児童などといふものはない、そういう方へ一歩前進してなければならぬと私は思ひます。平衡交付金であるうと、国家が負担して文部省の管轄にならうとも、ちつとも解決の方向へ行つていない。これを一体どんなぐあいにお考えになるか。以上二点をまずお伺ひしておきたいと思ひます。

○若林委員 不就学児童に關しましては、現在最小限度、生活保護法の適用によりまして、欠陥を補つておるやうであります。お説の通り、不就学児童防止法案といひますか、單獨法でも設けるか、あるいはこの法案成立のあかつきは、これもこの中に含めてもいいと思ひますが、やはり小林委員のお持ちになつておると同じやうな熱意を、私も有しておるのであります。

なお高等学校の費用、あるいは幼稚園といふことも含んで来ると思ひますが、私たちが文部省の今の機構におきまして、事務的のことを考へましても、高等学校に關するところの課もないといふやうな現状でありますから、今小林委員の御発言にあるやうに、文部省としても、どうも置き去りにしておるのじやないかといふやう

に、第三者から思われるような現状であると思ふのであります。しかしながら、高等学校に關しましては、地方の自主性ということに中心を置いてありまして、義務教育とも切り離されておるわけでありまして、おそろく教育の機会均等ということから考えますと、高等学校に對しましては、國家として、財政が許すならば、できるだけ厚い協力、援助をなすべきではないかという氣持は持つておりますことを、表明いたしておきます。

○小林(進)委員 現在の高等学校の實情であります。PTAの高等学校に對する負担だけでも、四十億前後にやないかといわれておるのであります。この四十億の金をPTAが負担しているということ。いま一つは、高等学校の授業料であります。この授業料も、本来文部省が示しになつておる基本は、たしか三百円というふうに承知しておりますが、それがどうもやつて行けないで、實情は三百五十円、あるいは三百六十円、一番高い高等学校では四百円の授業料をとつておる学校がある。こういう實情でありまして、これは実に父兄としては、耐え得られないのであります。そういうのを耐え忍んでお出している。その高等学校の實情はどうかといへば、実に地方によつては、もう維持がでなくなつて、放任せられておるというやうな形で、さつきの岡野國務相にやありませんが、いろいろな面でも、みな不十分でございしようが、特に全部の地方のありさまを見た中でも、この高等学校というものが、一番悲惨な状態に置かれておる。いつても過言ではないと存じます。この平和國家あるいは教育という問題を

論じている文部委員会で、これだけ置き去りにして行くといふことは、どうしても私は國家として正しいあり方ではないといふことが感ぜられるのであります。もしそれができないとしても、高等学校の場合、費用の問題は別にいたしまして、私は教育の一貫性から見て、どうしても高等学校だけを、平衡交付金の對象として地財委の手にまかせておいて、あの学校だけを文部省の管轄にするといふこれだけでも、私はこの際どうしても是正して行きたいと思ひます。これは私はやはり予算關係、高等学校の關係は、文部省で持たなくちやならぬといふふうに考へておるのであります。この点に多少しく私は提案者の確固たる信念を承つておきたいと思ひます。

それから、今の義務教育の問題と、不就學兒童の問題とあわせての問題であります。これは実に今おつしやいますように、單なる教職員の給與であるに過ぎない、三つだけが含まれておるという憲法の基本に關する問題が、どうしても徹底してないと思ふのであります。だからさつき渡部君が言つたように、やはり家庭の事情だけでない、PTAの關係や、あるいは教材費の關係、そういう問題で負担がでないで、就學兒童が休んでおる。當然この義務教育の無償促進といふものがこの法案の中に當然と含まなければならぬ。私は思ふのであります。この問題もひとつ私は提案者にお聞したいと思ひます。

○若林委員 教育財政あるいは教育目標と申しますものに關します大理想の御開陳でございまして、私たちが先ほど申しましたように同感でございします。高等学校の事情も、文部省では、今一つの課で――中等教育課といふのです。設けておりました。けれども、今すぐ私たちも高等教育課と申しますか、あるいは高等という文字ではないかと思ひます。上級中学、下級中学といふことになつておるかもしれぬと思ふのであります。義務教育とは切つても切り離すことのできないものだと思ふのであります。それからその現状も、今小林委員から言われました通り、われ／＼も寒心にたえないところでございます。ただこの寒心にたえない一部を補つて行くといふことが、過般各委員一致の御協力のもとにでき上りました産業教育振興法でございしますが、これもまだ満足なものではございません。あるいは不就學兒童のことにつきましても、教科書の問題も、先般の委員会において問題になつたのであります。これも理想としてただ一步といふよりも、まだ半歩も踏み出してない、ただ一年生の國語、算数の二冊にすぎないのであります。これもこの教科書問題といふものを、根本的にひとつ國家の教育政策として取上げて行かなければならぬのじやないかと思ひます。そうしていい、りつぱなもののできれば、学校の備品として備へつけておいて、年々五割ぐらいつづを補充して行くことによつて、進学の都度新しい教科書を買わずに役に立てる。ところが、今のものでは一年辛うじて持つだけである。よく教壇なごに備品としてバイブルが備へつけてあります。ああいうやうな設備になるまでいいものにするには、相当これは

は國家として、國策としてこれを取上げて行かなければならぬのじやないか。あるいは不就學兒童についての勤奨といふことについては、学校の給食問題もあるのです。これも相當重要な問題でありまして、私たちの氣持をいたしましては、この法案の中に入れたのは相當困難だと思ひますから、あるいは別の單独法とでもいたしまして、学校給食法といふやうなもので、ひとつ早急に考慮すべきではないかと一氣持を持つております。すべて先ほど御発言になりましたことは、まずこの義務教育費國庫負担法といふものが中心になりまして、これを改正することによつて行ける部分は、ひとつ改正することによつて除々に拡大をして行く、それから單独法でやるべきことは單独法でやる。そうして最後にはやはり義務教育費國庫負担といふ義務を、教育費國庫負担法といふやうなものにまで改正して行く。こういう一つの礎石が持ち出されたといふにすぎないのであります。御開陳になりましたその大理想、大目的といふものについては、將來一層御協力を得て、ともどもひとつ邁進したい、かく考へております。

○小林(進)委員 これは委員長にお伺ひしたいのであります。これは、これから各案文の個々に入りまして、いろいろ御質問したい、私の質問時間だけでは、少くとも私は三時間ぐらいただきたいと思つておるのであります。委員長がこの委員会の運営をされる上において、私だけに三時間の時間を與えられるといふことも、私は困難だと思つております。これを御許し願へるかどうかを、まず伺つておきたいと思ふのであります。いかがなものでございしようか。ほかの委員の振當て上よくないから、あらためてお前にまいた時間を與えるというのなら、私は一応私の質問時間を保留して終ります。それができなければ、續いてやりたいと思ひます。

○竹尾委員 できるだけ多くの時間を、この次にあなたにお與えしたいという考へは持つております。

そこで皆さんにお諮りしたいのでございしますけれども、この室は午後一時からまた他の委員会で使うのでございします。そこでなお文化財の一部改正案をちよつと質疑したいと思ひますので、その点御了解願ひまして、それでは松本七郎君。

○松本(七)委員 岡野大臣の答弁に關連して、提案者にひとつお伺ひしておきたいと思ひます。提案者の説明にもありましたように、この法律を橋頭堡としてさらに前進したいといふことは、その点はわれ／＼も同感で、よくわかるのであります。教育の機会均等といふ点で、考へ方は提案者とわれわれはもちろん同じだと思ひますが、あれがあるのではないかといふ氣がするのです。それは今の地方の自治を確立するといふ線、それと地方財政の確立、特に教育費の確立といふことに関連して、地方の學校であるから、費用も一切地方で持つて行つたらいい、この單純な考へ方が、私は地方自治法なんかに一貫した考へ方じやないかと思ふのです。その場合、それで教育の機会均等はどうなるのだといふことになつて参ります。それは金があつての機会均等であつて、金がなければ均

なつて、將來全額国庫負担という線も出しやすくなるであらうが、これはおそらく私は地方自治庁なり地財委の考え方は、あの岡野国務大臣のような考え方じやないと思う。全額国庫負担という線が出て来れば、まず／＼反対するだらう。それは先ほど申しましたように、とにかく地方の学校なんだから、費用も地方で持つべきだ、この考え方で一貫して来ていると私は思う。その点に対して、私は岡野国務大臣の答弁はすいぶん甘いと思つて聞いておつたのですが、提案者は、地方自治庁なり地財委の考え方は、この点に対してどういうふうなものであると判断されておるのか、そこをひとつ承つておきたい。

それから全額國庫負担あるいは半額あるいは今のような平衡交付金制度の配分方法というふうなもので――配分方法はいろいろあると思うのでありますけれども、これはいわゆる地方税制とかみ合せと申しますか、にらみ合せによつてきめられるべきものでありまして、現在の地方税制というものは、平衡交付金というものをまづ是認し、打立てて行く建前の税制であります。もしこれが全額國庫負担ということになるならば、相当地方税制を改革して行かなければならない。あるいは全部地方にまかせるのだというならば、もう少し地方財政の強化確立という意味からいつて、いまだ少し根拠のある安定性のあるところの税種目を地方

い、おゆる地方財政というものを、そう気をもまずに、安定せる地方財政とするために、まずこの教育費に關しましては、この方法をとるべきであるという考え方で、ただいまの義務教育費国庫負担という法案として提出したわけでございます。

○松本(七)委員 提案者の気持はよくわかつておるのです。ただ師範国務大臣が全額国庫負担ならまた一つの案として考えられると言われるが、地方自治庁あたりでは、そう簡単に、一つの案として考えてくれる可能性はないのと同じやないかと私は思う。提案者のその判断はどうかということが一つ。それからもう一つは、先ほど小林さんかから質問が出て、いろいろ反対運動をや

すべきことだと心得ております。

○竹尾委員長 本法案に対しては、質疑は、本日はこの程度にとどめておきます。

○竹尾委員長 次に、日程の順序を變更いたしましたので、時間が非常に切迫はしておりますが、文化財保護法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を許します。浦口鐵男君——非常に長い時間をございませんで、簡単に願います。

○浦口委員 時間がないのでございしますから、簡単に尋ねしておきます。実はこの文化財保護法の一部を改正する法律案をよく見ますと、これは正

といふ行政委員会をして、その行政の責任を負わしめているといふところに、やはりこの法律の特殊性があるのだ。ところが今度これを改正するに付いては、政府全般の行政機構の改革にあつて、文化財保護委員会の機構の簡素化を行う、こういう理由が書いてありますが、その簡素化を行う根底になる非常に重大な点については、提案理由で全然触れておりません。そこに私は非常に疑問を持つのであります。そこで伺いたいのは、第五集の、おそらくこの文化財保護委員会全体の大きな意味を持つ第二項の「委員会の委員は、独立してその職権を行う」といふこの重大なる一項を削られた意味が、一体どこにあるのか。それをまずお聞

○森田政府委員 ただいま浦口委員の御質問の第五条の第二項を削除するといふ点であります。本来行政委員会

は独立して職権を行うがために、行政委員会制度というものがとられるのでありまして、従いまして、行政委員会というものは、行政を行つて行くこととせられております。機関の行政につきましては、第五条第二項のような規定のあるなしにかかわらず、これは独立して職権を行ふべきものであります。従いまして、第五条第二項を特に規定を設けなくとも、本質上、行政委員会という制度にせられておる限りにおきましては、独立して職権を行ひ得るものであります。ただ第五条第二項のような規定を特に設けてあるといふのは、念のために特にその点を注意して設けられておるものでありまして、これは特に今回創らなければならぬといふ、特殊の非常強い積極的な理由といふものではないのであります。ただこれは、あつてもなくとも、行政委員会制度である限りにおいては、同じであるといふ意味においては、なくともいじやないかという簡単な理由によつて創られたのであります。

○浦口委員 そうですか。これは法制当局に聞かなければ、私もそれ以上自信はないのですが、局長が言われるように、あつてもなくともいいのをつけたので、目ざわりだから削つた方がい

だらう、こういうふうにはちよつと考へられないのであります。文化財保護委員会というものはおそく政党政派とか、あらゆる利害とか、時の政治力というふうなものを超越して、日本の文化財というものを独自の純粋な立場で保護し、育成して行くといふこ

とで、この行政委員会の権限がここにうたわれておる、こういうふうには思ふのであります。私の知る限りでは、他にも行政委員会の性格を持つたものがあると思ふ。おそく教育委員会などはそうではないかと思ふのです。その法律をちよつと調べておられます。が、この文化財保護委員会の第二項を削つたといふことは、單なる体裁ではないと思ふのです。その点もう一度念を押してお尋ねしておきます。

○森田政府委員 裏の理由を申せといふようにちよつと受取れますが、裏の理由と申し上げるかどうかかわかりませんけれども、独立して職権を行ふといふ特殊の規定がありまして、事務上の連絡をいたしましては、文部本省とはいふ／＼な点において事務の連絡をとつて行かなければならぬし、また文部本省におきましては、その職権を行ふにあたりましては、文化財保護委員会と緊密な連絡をとつて行かなければならぬのであります。ややなけ

いしたし、この行政委員会制度をつつたといふ法の趣旨を誤解いたしまして、一切の連絡をとらなくともいいというふうな誤解をする場合が起りしなにかという懸念から、こういう念のための規定は、むしろそういう弊害の方もあるから落しておいて、行政委員会制度の本質は、もちろん委員会制度をとる限りにおきましては、存する

文化財保護委員会の権限を縮少し、文部省の権限を拡大するのではないかと、結局実質はそこに行くのではないかと、思ひますか、どうですか。

○森田政府委員 これは文化財保護委員会の事務局長としては申し上げられないのであります。行政を行つた上におきましては、兩者それ／＼緊密な事務連絡をつたつた上で行なければならぬといふ、その趣旨におきましては、われ／＼もまつたく同様に考へております。

○浦口委員 局長としては、それ以上お答えにくいといふことはわかりますので、このことはそれ以上は追究いたしません。

○竹尾委員 御発言中ですが、もう一人残つておられます、あとの委員会が待つておりますから、次会に……。

○浦口委員 それでは、各条文につきましても、非常に重要な点があります。これは次に譲りまして、そのことだけをお尋ねしておきます。

○竹尾委員 率直簡明に伺いますが、この改正案で、委員数を三人に減じておられますが、その理由を承りたい。

○森田政府委員 委員会制度はとつておられますが、今回の政府の行政の簡素化並びに経費の節減という、一般行政機構改革の方針に基きまして、五人を三人にいたしましたのであります。

○若林委員 文化財の種類というものは、非常に多岐多様であらうと思ふのであります。その価値判断もきわめて微妙であると思ふのであります。いかなる優秀なる委員でありまして、もしそれが小人数である場合には、正確な判断を失するおそれが非常に多い

○竹尾委員 本日はこれにて散会いたします。

午後一時八分散会